

五城目町後援等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民協働の一環として、団体等が自ら事業を企画し、町に関与を求める際の五城目町の後援、協力及び共催（以下「後援等」という。）の承認について、基準及び事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 その事業の趣旨に賛同し、その開催にあたって後援の表現を用いて町名義のみの使用をもって支援することをいう。
- (2) 協力 その事業の趣旨に賛同し、経費等の負担の有無を問わず、団体等の事業を協力して行うことをいう。
- (3) 共催 その事業の実施にあたり、企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (4) 事業 文化教育、産業経済及び厚生社会の各般にわたる公共的な事業で、その事業が行政と一体的な関係に立つ一時的な事業活動をいう。
- (5) 経費等の負担 町が事業を行う団体等に対し、財政援助、施設提供、実施計画に参画、人的協力等を行うことをいう。

(承認の基準)

第3条 後援等の対象となる事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体
- (3) 新聞、ラジオ、その他報道機関
- (4) 町内会、地域活動団体又はこれに準ずる団体
- (5) 社会福祉関係団体又は学校教育関係機関及びこれに準ずる団体
- (6) 存在、組織等が明確で、事業遂行能力が十分であると判断される団体

2 後援等の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 目的が明確であること。
- (2) 開催の日程が明確であること。
- (3) 広く一般町民を対象とした事業であって、学術、文化、スポーツ、産業、福祉その他地域の発展及び住民の福祉の向上に寄与すること。

- (4) 主催者が参加者から入場料等を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、その額が類似する事業において徴収する入場料等の額に比して不相当に高額でないこと。
 - (5) 安全対策、交通対策、廃棄物対策等への配慮が十分になされ、必要な官公署への届出等の手続がとられていること。
- 3 前項の規定に関わらず、事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、後援等を承認しないものとする。
- (1) 公的良俗に反するもの、又は反するおそれのあるもの
 - (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
 - (3) 政治活動又は宗教活動と認められるもの
 - (4) 暴力団と関係があるもの、又はおそれのあるもの
 - (5) 実施にあたり、保健衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講じられていないもの
 - (6) 過去に町の後援等の承認を取り消されたことのある事業若しくは同種の事業を同一団体が再度実施しようとするもの
 - (7) その他後援等を行うことが不相当と認められるもの

(承認の申請)

第4条 町の後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援等承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、規約等団体の目的、組織、運営等を明らかにするもの
- (2) 活動実績書等団体の活動実績を明らかにするもの
- (3) 事業計画書又は事業実施要綱等事業の内容を明らかにするもの
- (4) 協力若しくは共催又は参加費等を徴収する事業にあつては事業収支予算書
- (5) 協力又は共催を求めるときは、町が行う援助又は町が担う責任の内容を明らかにする書面
- (6) その他町長が必要があると認める書類

(承認の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認を決定したときは、後援等承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、後援等が不相当と認めたときは、後援等不承認通知書（様式第3号）により、不承認の理由を明記して申請者に通知するものとする。

(承認事項の変更)

第6条 申請者は、前条第1項に規定する承認決定の後に、第4条の後援等承認申請書に記載した事項に変更が生じたときは、直ちに後援等承認事項変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出がない場合は、当該後援等はその効力を失う。
- 3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、後援等変更承認通知書(様式第5号)若しくは後援等変更不承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(承認の取消)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により申請を受けたとき。
 - (2) 第3条の基準を満たさなくなったとき。
 - (3) その他後援等を取り消すことが必要と認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援等取消通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第8条 申請者は、当該事業終了後、30日以内に後援等事業実施報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 協力若しくは共催又は参加費等を徴収した事業にあっては事業収支報告書
- (2) 写真、チラシ、新聞記事等事業の実施状況を明らかにする書類
- (3) その他町長が必要があると認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。